

平成22年度事務事業総点検表

様式2

事務事業名	水道事業		コード		
事業名	水道事業				
所管部署	水道局 水道財務課	責任者	大高 清和	問い合わせ先	048-714-3073
事業類型	<input type="checkbox"/> 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業(A) <input type="checkbox"/> 県との見直し協議が必要な事業(B) <input checked="" type="checkbox"/> メルクマールによる見直しが必要な事業(C)		根拠法令	・地方公営企業法第4条 ・さいたま市水道事業の設置等に関する条例 ・水道法第6条第2項	
メルクマール	<input checked="" type="checkbox"/> (1)	<input type="checkbox"/> (2)	<input type="checkbox"/> (3)	<input checked="" type="checkbox"/> (3)	<input type="checkbox"/> (3)
	<input type="checkbox"/> (4)	<input type="checkbox"/> (5)	<input checked="" type="checkbox"/> (6)	<input type="checkbox"/> (7)	<input type="checkbox"/> 該当なし

1 事業の概要

実施方法	<input type="checkbox"/> 1.全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 2.一部委託 <input type="checkbox"/> 3.全部委託 <input type="checkbox"/> 4.補助金 <input type="checkbox"/> 5.その他( )				
事業開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 平成13年5月1日前(旧市(埼玉県南水道企業団)・昭和12年度) <input type="checkbox"/> 平成13年5月1日以後( )年度				
事業概要	安全で安定した良質な水道水を供給するとともに、利用者の視点に立った給水サービスの提供を行なう。				
特定財源	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	根拠	・水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(水道法第44条関係) ・地方公営企業法第17条の2	

2 事業の点検

妥当性	1 事業の必要性 【メルクマール(4)】	左記として判断した根拠
	<input checked="" type="checkbox"/> 市民に必要な事業 <input type="checkbox"/> 市民に必要ではない事業	水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な事業であることから、水道法及び地方公営企業法に経営の原則を定めている。
	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】	左記として判断した根拠
妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業	水道事業は、水道法第6条第2項で、原則として市町村が経営するものと定められているとともに、同法第2条に、公衆衛生の向上と生活環境の改善という重要な責務を果たす役割を有している。
	3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】	左記として判断した根拠
有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が職員に対して支出している事業 <input type="checkbox"/> 本来職員自らが負担すべき事業	配水業務に従事する職員の諸支出については、関係法令等の範囲内のもと、適正に行なわれている。 (定期的な健康診断の実施義務 / 水道法第21条第1項)
	4 サービス水準の妥当性 【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 関東指定都市を上回るサービス水準 <input checked="" type="checkbox"/> 関東指定都市と同レベル以下のサービス水準	利用者に提供されるサービスについては、ほぼ同水準と認識しているが、大規模地震時に応急給水場所となる浄配水場など、基幹施設である水道施設の耐震化事業について、指定都市平均を上回る耐震率である。
効率性	5 類似事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 類似事業と統合可能 <input type="checkbox"/> 類似事業と統合不可能 <input checked="" type="checkbox"/> 類似事業なし <input type="checkbox"/> 代替制度の検討	水道法に基づく、末端給水事業として独自性の事業形態であるため、類似事業はないが、個別の業務における連携については、効率性の観点から、積極的に他部局と連携し、実施している。(下水道使用料同時徴収)
	6 費用対効果の妥当性 【メルクマール(3)】	左記として判断した根拠
効率性	<input type="checkbox"/> 費用対効果が低い事業 <input checked="" type="checkbox"/> 費用対効果を満たしている事業	水需要予測により、年間給水量を算出し、積極的なコストダウンへの取り組みなどにより、最小で最大の効果を生み出している。
	7 民間活力の活用 【メルクマール(6)】	左記として判断した根拠
	<input type="checkbox"/> 民間委託済み <input checked="" type="checkbox"/> 民間委託(全部又は一部)により成果を低下させずコスト削減可能 <input type="checkbox"/> 民間委託不可能 <input type="checkbox"/> 民間に担わせる	事業経営上、直営の実施が適当と判断される分野を除き、浄配水場の監視業務等において、一部外部委託を実施しているが、今後も費用対効果を勘案し、統合及び委託拡充の検討が必要である。
	8 公平公正の原則 【メルクマール(1)】	左記として判断した根拠
	<input checked="" type="checkbox"/> 収入未済や不納欠損あり <input type="checkbox"/> 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能	水道事業においては、対価的なサービスを行なっており、不能欠損等に対しても、請求・収納方法の積極的改善や利用者の状況に応じたきめ細かい対応に努めている。(水道料金収納率 99.8%)

3 見直しの方向性

点検後の方向性	ア	廃止又は凍結	オ	事務改善	ク
	イ	縮小	カ	拡大	
	ウ	統廃合	キ	終了	
	エ	移管	ク	継続	
見直し内容	水道局では、老朽水道管などの大規模な更新時期を迎えるにあたり、安全で安定した水道を維持するため、「中期経営計画」を策定し、財政状況とバランスの取れた施設整備を計画的に推進することとしており、特に経営基盤強化のためには、できる限り企業債の借入れを抑制し、未償還残高を縮減することにより、将来の財政負担を軽減する。				